

大阪市立科学館エントランスフロア機能整備業務委託仕様書

1 目的

大阪市立科学館（以下「科学館」という。）の展示場改修に伴い、来館者の動線及び待機場所を確保し、円滑かつ安全な入場とするため、障害となる増築棟の階段を改修し、グライダーを撤去する。

また、グライダーの撤去と同時に、収納空間を確保するため、展示制作室の不用なドラフトチャンバー及びシンク等を撤去・処分する。

2 業務概要

(1) 業務名

大阪市立科学館エントランスフロア機能整備業務委託

(2) 実施場所

大阪市立科学館（大阪市北区中之島四丁目2番1号）

(3) 履行期限

令和6年3月22日（金）

ただし、撤去作業については、令和6年2月16日（金）までに終えること。

(4) 業務項目

ア 増築棟階段改修業務

イ グライダー撤去・処分業務

ウ ドラフトチャンバー及びシンク等撤去・処分業務

エ 上記業務に付随する業務

3 業務内容

(1) 増築棟階段改修業務

ア 階段全体の高さは現状どおり、横幅は扉の間口以上とし、階段全体の奥行きは160 cm以内に改修すること。

ただし、階段及びその踊場の幅並びに階段の蹴上げ及び踏面の寸法は、建築基準法施行令に基づくこと。

イ 階段は、防火・防汚・防滑に優れたノンスリッパー一体型の床材とすること。

ウ 階段の両側に手すりを設置すること。なお、手すり棒端部は手すり柱に接合させ、接着部分はRをつけること。

エ 階段の寸法、角・出っ張りの処理等、階段の利用者だけでなく、通行者にとっても安全なものとする。

オ 改修した箇所の床を復旧すること。

(2) グライダー撤去・処分業務

ア 1階に設置してあるグライダーを駐車場内グライダー倉庫に移設すること。

イ グライダーを支えている支柱は、撤去すること。

ウ 撤去した箇所の床を復旧すること。

(3) ドラフトチャンバー及びシンク撤去・処分業務

ア 1階展示制作室内のドラフトチャンバー及びシンクについて、排気ファン等の付属物を含め、全て撤去すること。

イ 給水及びドレン配管を適切な箇所で切断し、プラグ止め・キャップ止め等を施すこと。なお、切断跡等については残材がないよう撤去し、漏水等がないよう処理すること。

ウ 室外機等の貫通箇所は適切な部材で塞ぎ、防水処理をしている箇所は同様の防水処理をすること。

(4) 上記業務に付随する業務

4 作業可能時間等

平日の午前9時00分から午後5時30分までを原則とする。

ただし、科学館と協議のうえ、施設の運営に支障のないものについては、その限りではない。

5 作業方法等

- (1) 業務の実施にあたっては、科学館と事前に改修・撤去の方法等について調整すること。また、使用する部材等については、事前に科学館の承諾を得ること。
- (2) 業務車両の進入及び業務に際し、施設利用者等の安全について十分に注意すること。また、機材等の搬入・搬出にあたっては、科学館と協議・調整を行うこと。
- (3) 業務の進め方については、科学館の設備総合管理者等との調整が必要な場合があるため、事前に科学館に確認し、関係各所への周知と了解のもと実施すること。
- (4) 電源切替等により停電を伴う作業等が必要な場合は、施設の運営に影響が出ないよう十分検討したうえで、事前に科学館に説明し了解のもと実施すること。
- (5) 主要な建具・機器・配線等は、メンテナンスを考慮した作業スペースの確保や、配線では要所に線名札を設置すること。また、配線・配管、その他の作業において防火区画貫通部の施工がある場合は、関係法令に適合したもので、貫通部に適合するよう実施すること。
- (6) 搬入・搬出経路を含む作業範囲ごとに適切な養生を行うこと。
- (7) 本業務に必要な電力、用水等は当館の科学館の承認を得て、既設電力・水道の使用を認めるものとする。
- (8) 仮設電源を使用する場合、受注者は使用する電動工具等の機器類の安全性を確認した後、漏電遮断器付コードリール等を中継して使用すること。
- (9) 業務実施に伴い発生した撤去材等は、受注者の責任と負担において、積み込み、運搬から最終処分まで、関係法令等に従い適正に処理すること。なお適正に処理したことを証する書類（マニフェスト）を提出すること。
- (10) 業務終了後、業務用設備・器具などは、速やかに現場から搬出して、その現場を元の状態に復旧し、十分な清掃を行うこと。

6 保証期間・契約不適合

業務完了後1年間は保証期間として、無償で対応すること。また、契約の内容に適合しない場合は、受注者の負担と責任において速やかに対応すること。

7 業務完成図書

業務終了後、完成図書として、業務完了届（2部）、報告書、階段図面、確認写真（施工前、施工中、施工後）、必要に応じ、産業廃棄物処理に係るマニフェスト（写し）を納品すること。

8 損害賠償責任

受注者の故意または重大な過失によって、発注者又は第三者に損害を与えた場合、客観的に承認された損害証明に基づき、受注者は、賠償又は補償を行うこと。

9 注意事項

- (1) 業務実施にあたり、受注者の負担と責任において適切な安全対策を施し、当該建物、設備はもとより、第三者に危害、損害または妨害を与えないよう十分留意

すること。

なお、第三者に損傷を与えた場合に対する補償は受注者の負担とする。

- (2) 業務実施にあたり、既存建物及び設備、器物、その他に損傷又は汚損を与えないようシート等による養生を行うなど十分注意すること。万一、建物、器物、その他に損傷又は汚損を与えた場合は、科学館に報告し、受注者の責任において、速やかに原状に復すること。
- (3) 既存建物のはつり、孔あけなどを行う場合は、事前に打ち合わせを行い、防災上構造上問題なく実施するとともに、科学館の業務に支障のないよう実施して、体裁よく修復すること。
- (4) 受注者は、定められた区域以外には無断で立ち入りせず、業務に関して立ち入る必要がある場合は科学館に連絡し、その指示のもとで行動すること。また、作業エリアは、部外者（一般職員、来館者等）が不用意に近づけないよう防護措置を施すこと。
- (5) 所定時間外に作業を行う場合は、科学館に事前に連絡し、許可を受けたうえで行うこと。
- (6) 危険物（塗料など）は、事前に科学館及び関係者と打ち合わせを行い、施設内には当日作業に必要な最低限の量を持ち込み、作業終了後は館外へ搬出するなど、施設内の安全確保を徹底し、法的に定められた使用及び管理を行うこと。
- (7) 作業に際しては、原則として火気は使用しないこと。やむを得ず火気を使用する場合は、あらかじめ科学館の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意するとともに、作業後の火気点検、施錠確認を徹底すること。
- (8) 業務実施に伴い、必要な部材、機材、消耗品等にかかる費用は、全て受注者の負担とする。
- (9) 館内及び敷地内は、禁煙とする。

10 その他

- (1) 受注者は、当該業務に関する関連法令・例規、社会的規範等を遵守すること。
- (2) 本業務の再委託は認めない。ただし、専門業者等による作業等が必要な場合など発注者が認めた場合は、その限りではない。
- (3) 受注者は、本業務の遂行上知り得た発注者の情報を、仕様書に定める以外の目的で利用、第三者に開示若しくは漏えい、又は使用してはならない。契約終了後及び解除後も同様とする。
- (4) 本業務と他の業務との関連部分については、それぞれの業務の妨げとならないよう相互に配慮・協力をし、効率的な業務となるよう常に留意すること。
- (5) この仕様書に記載のない事項についても、発注者が必要と認める軽微な作業については契約金額の範囲内で実施すること。
なお、業務内容に疑義が生じた時や不明な点があれば、そのつど協議のうえ、決定する。

11 担当

地方独立行政法人大阪市博物館機構

大阪市立科学館 総務企画課

所在地：大阪市北区中之島四丁目2番1号

TEL：06-6444-5656 FAX：06-6444-5657